



発行 新潟県

第76号

平成24年9月28日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

訓 令

15 新潟県財務規則に規定する帳票その他の書類の様式指定の特例の一部改正（総務事務センター）

告 示

- 1178 土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定（環境対策課）
- 1179 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 1180 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
- 1181 障害者自立支援法による指定一般相談支援事業者の指定（障害福祉課）
- 1182 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の廃止届（障害福祉課）
- 1183 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課）
- 1184 優良図書の推奨（児童家庭課）
- 1185 漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出（水産課）
- 1186 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1187 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 1188 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 1189 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 1190 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
- 1191 都市計画の変更（都市政策課）

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民生活課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業振興課）
- 技能検定の合格者の発表（職業能力開発課）

選挙管理委員会告示

- 67 新潟県知事選挙における選挙人名簿の被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間（選挙管理委員会）
- 68 新潟県知事選挙において候補者がポスターを掲示することができる日の指定（選挙管理委員会）
- 69 新潟県知事選挙において手話通訳を付して政見を録画する放送事業者の指定（選挙管理委員会）

監査委員公表

住民監査請求に係る監査結果公表（監査委員事務局）



本 庁

## ◎新潟県訓令第15号

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）に規定する帳票その他の書類の様式指定（平成5年3月新潟県訓令第7号）の特例（昭和57年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正し、平成24年10月1日から実施する。

平成24年9月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）に規定する帳票その他の書類の様式指定（平成5年3月新潟県訓令第7号）の特例を次のように定め、昭和57年4月1日から実施し、新潟県財務規則（昭和39年新潟県規則第12号）の規定に基づき設備しなければならない帳簿その他の書類の様式指定の特例（昭和52年10月新潟県訓令第26号）は、昭和57年3月31日限り廃止する。ただし、昭和56年度に属する歳出に係る帳簿その他の書類の様式については、なお従前の例によるものとする。			新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）に規定する帳票その他の書類の様式指定（平成5年3月新潟県訓令第7号）の特例を次のように定め、昭和57年4月1日から実施し、新潟県財務規則（昭和39年新潟県規則第12号）の規定に基づき設備しなければならない帳簿その他の書類の様式指定の特例（昭和52年10月新潟県訓令第26号）は、昭和57年3月31日限り廃止する。ただし、昭和56年度に属する歳出に係る帳簿その他の書類の様式については、なお従前の例によるものとする。		
様式番号	名 称	規定条文	様式番号	名 称	規定条文
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第11号様式	<u>共済組合負担金等総括表</u> <u>(介護掛金及び負担金)</u>	第121条第2項	第11号様式	<u>共済組合負担金等総括表短</u> <u>期掛金内訳(介護掛金)</u>	第121条第2項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第3号様式、第4号様式、第6号様式、第10号様式及び第11号様式を次のように改める。

# 給料等総括表

会計年度

年 月 日 支給

予算主務課

会計区分	款	項目	略科目	分離区分名	所属コード	所属名		職員数
報酬			給料	賃金	扶養	期末・勤勉	寒冷地	
管理職			通勤	住居	特地勤務等	初任給調整	地域	
普及			産教	定通	教員特別	単身赴任	時間外勤務	
休日給			夜勤	宿日直	特殊勤務（月額）	特殊勤務（月額以外）	管理職員特別勤務	
				児童手当等		手当等計＋児童等	支給総額	

所得税	住民税	財形貯蓄	社会保険料
雇用保険料	共済短期掛金	共済介護掛金	共済長期掛金
共済返済金	警察共済物資代	互助医療掛金	互助一般等掛金
互助貸付等掛金	互助返済金		
		法定控除金計	現金支給額

# 給料等支出内訳表

年 月 日支給

所属  
氏名

支給年月	会 計	款 項	目 略科目	経費負担所属	給料表	級	号給		
	報酬・給料・賃金	扶養		期末・勤勉	寒冷地		管理職	通勤	住居
	特勤勤務等	初任給調整		地域	普及		産教	定通	教員特別
	単身赴任	(給与控除)					児童手当等	手当等計+児童等	①支給総額
	所得税	住民税		財形貯蓄	社会保険料		雇用保険料		
	共済短期掛金	共済介護掛金		共済長期掛金	共済返済金		警察共済物資代		
	互助医療掛金	互助一般等掛金		互助貸付等掛金	互助返済金				②法定控除金計

③その他控除金計

		A. 例月給与等 (①-②-③)	B. 実績給与 (④)	合計 (A+B)
現金渡額				
口座振込額				
A口座	振込金額		口座番号	
	金融機関			
B口座	振込金額		口座番号	
	金融機関			

受領日  
  
受領印

対象年月	会 計	款 項	目 略科目	経費負担所属
時間外勤務		休日給		夜勤
				宿日直
				管理職特別
				月額特勤
月額以外の特勤				支給総額
				所得税
				④支給額

当月時間外内訳	単価 (125/100)
時間 (125/100)	時間 (25/100)
うち60時間超	うち60時間超
時間 (135/100)	時間 (100/100)
うち60時間超	うち60時間超
時間 休日	時間 夜勤
	当年度累積時間計

# 所 属 合 計 表

年 月 日支給

主 管 課		
所 属 情 報		
金融機関コード	金 融 機 関 名	口座番号

会計年度 会計区分 款 項 目  
略科目  
職員数

報酬	給料	賃金	扶養	期末・勤勉	寒冷地	管理職
通勤	住居	特地勤務等	初任給調整	地域	普及	産教
定通	教員特別	単身赴任	時間外勤務	休日給	夜勤	宿日直
特殊勤務（月額）	特殊勤務（月額以外）	管理職員特別勤務				
（給与控除・給料分）	（給与控除・地域手当分）		児童手当等		手当等計＋児童等	支給総額

年末調整還付金
支給総額
法定控除金計
現金支給額
口座振込額
差引現金支給額

共済短期（含福祉・介護）
共済長期
共済業務費
共済追加費用
共済費合計支給額
共済費（社会保険料）
負担金、補助及び交付金

所得税	住民税	共済短期掛金	共済介護掛金	共済長期掛金	共済返済金	社会保険料	互助医療掛金
互助一般等掛金	互助貸付等掛金	互助返済金	財形貯蓄	警察共済物資代		法定控除金計	

第10号様式 (第121条関係)

# 共済組合負担金等総括表

年 月 日支給 会計年度： 会計区分： 共済組合種別：

款 項 目 略 科 目	所属コード 所 属 名 組 合 員 種 別	組 合 員 数			基 礎 給 料 額		掛 金		負 担 金			
		男	女	計	短 期	長 期	短期 (含福祉)	長 期	短期 (含福祉)	長 期	業 務 費	負 担 金 計

# 共済組合負担金等総括表 (介護掛金及び負担金)

年 月 日支給      会計年度：      会計区分：      共済組合種別：

款 項 目 略 科 目	所属コード 所 属 名 組合員種別	組 合 員 数			基礎給料月額	介 護 掛 金	介 護 負 担 金
		男	女	計			

告 示

◎新潟県告示第1178号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成24年 9 月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 指定する形質変更時要届出区域  
三条市福島新田字前川渡乙427番の一部、乙427番2の一部、乙427番3の一部、乙442番2の一部及び乙443番5の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合しない特定有害物質の種類鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

◎新潟県告示第1179号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成24年 9 月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 名 称 新潟県厚生農業協同組合連合会新潟医療センター
- 2 所 在 地 新潟市西区小針3丁目27番11号
- 3 有効期間 平成24年10月1日から  
平成27年 9 月30日まで

◎新潟県告示第1180号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年 9 月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
居宅介護	めぐみ	上越市西城町1丁目1番20号	有限会社上新ライフサービス	平成24年8月1日
居宅介護	訪問介護事業所 ケアセンターきらら	阿賀野市宮下457番地	株式会社ひまわり	平成24年9月1日
重度訪問介護	訪問介護事業所 ケアセンターきらら	阿賀野市宮下457番地	株式会社ひまわり	平成24年9月1日
居宅介護	ツクイ三条	三条市東三条1-11-11	株式会社ツクイ	平成24年9月1日
重度訪問介護	ツクイ三条	三条市東三条1-11-11	株式会社ツクイ	平成24年9月1日

◎新潟県告示第1181号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定による指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成24年 9 月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
地域移行支援	障害児者生活支援センター かけはし	魚沼市吉田1142	社会福祉法人魚沼更生福祉会	平成24年9月1日



地域定着支援	障害児者生活支援センター かけはし	魚沼市吉田1142	社会福祉法人魚沼更生福祉会	平成24年 9月1日
--------	-------------------	-----------	---------------	---------------

## ◎新潟県告示第1182号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成24年9月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

指定障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
短期入所	特別養護老人ホーム 三好園しんざ	十日町市新座甲609-2	社会福祉法人十日町福祉会	平成24年 5月31日

## ◎新潟県告示第1183号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

平成24年9月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
井上薬局	五泉市駅前1丁目6番1号	薬局	平成24年10月1日
あさば調剤薬局	燕市秋葉町1-2-25	薬局	平成24年10月1日

## ◎新潟県告示第1184号

新潟県青少年健全育成条例（昭和52年新潟県条例第6号）第13条の規定により、次の図書を優良図書として推奨した。

平成24年9月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 図書

番号	図書名	作者名	出版社名	推奨年齢の区分
219	ぼくとサンショウウオのへや	アン・メイザー 作 スティーブ・ジョンソン、 ルー・ファンチャー 絵 にしかわかんと 訳	福音館書店	小学校低学年向き
220	教会ねずみとのんきなねこ	グレアム・オークリー 作・絵 三原泉 訳	徳間書店	小学校低学年向き
221	ちいさなちいさなおんなのこ	フィリス・クラシロフス キー 文 ニノン 絵 福本友美子 訳	福音館書店	小学校低学年向き

222	あたまをなくしたおとこ	クレール・H・ビショップ 文 ロバート・マックロスキー 絵 もりうちすみこ 訳	瑞雲社	小学校低学年向き
223	ひとりぼっちのかえる	興安 作 三木卓 文	こぐま社	小学校低学年向き
224	さがりばな	横塚眞己人	講談社	小学校中学年向き
225	カメレオンのレオン つぎつぎとへんなこと	岡田淳 作	偕成社	小学校中学年向き
226	盆まねき	富安陽子 著 高橋和枝 絵	偕成社	小学校中学年向き
227	ゆらゆら橋からおんみょうじ	広瀬寿子 作 村上豊 絵	佼成出版社	小学校中学年向き
228	<天才フレディ>と幽霊の旅	シド・フライシュマン 作 野沢佳織 訳	徳間書店	小学校高学年向き
229	怪盗ブラックの宝物	那須正幹 作 田頭よしたか 画	福音館書店	小学校高学年向き
230	ミンティたちの森のかくれ家	キャロル・ライリー・ブリンク 著 谷口由美子 訳 中村悦子 絵	文溪堂	小学校高学年向き
231	トキよ未来へはばたけ ニッポニア・ニッポンを守る 人たち	国松俊英 著	くもん出版	小学校高学年向き
232	スウィング!	横沢彰 作 五十嵐大介 絵	童心社	中学生向き
233	あなたがいる場所	沢木耕太郎	新潮社	中学生・高校生向き
234	舟を編む	三浦しをん	光文社	中学生～青年以上 向き
235	知らない町	鏑木蓮	早川書房	高校生向き
236	ワケありな国境	武田知弘	ちくま文庫	高校生向き
237	心を整える。 勝利をたぐり寄せるための56 の習慣	長谷部誠	幻冬舎	高校生向き
<p>推奨の理由</p> <p>青少年の健全な育成を図る上で特に有益であると認められるため</p>				

## ◎新潟県告示第1185号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出が次のとおりであった。

なお、届出に係る指定漁船調書を平成24年9月28日から平成24年10月13日まで縦覧に供する。

平成24年9月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

加入区	発起人氏名	発起人住所	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合名称	縦覧場所
内海府	本間 信俊	新潟県佐渡市鷺崎1087番地12	内海府漁業協同組合	内海府漁業協同組合
	本田 義則	新潟県佐渡市虫崎235番地		
	森川 敏幸	新潟県佐渡市鷺崎809番地		
内浦	臼杵 敏行	新潟県佐渡市白瀬723番地1	内浦漁業協同組合	内浦漁業協同組合
	水口 俊一	新潟県佐渡市和木303番地4		
	田中 好之	新潟県佐渡市浦川347番地		
水津	佐藤 愿	新潟県佐渡市岩首606番地2	水津漁業協同組合	水津漁業協同組合
	宇治 金吾	新潟県佐渡市片野尾17番地		
姫津	森川 森一	新潟県佐渡市姫津339番地	姫津漁業協同組合	姫津漁業協同組合
	水野 信明	新潟県佐渡市姫津305番地		
	石見 貢	新潟県佐渡市姫津189番地		
上越	木村 忠夫	新潟県糸魚川市大字能生小泊2599番地	上越漁業協同組合	上越漁業協同組合能生支所
	磯谷 光一	新潟県糸魚川市大字能生6875番地4		
	金子 一郎	新潟県糸魚川市大字竹ヶ花59番地		
	川合 喜八郎	新潟県糸魚川市大字中浜193番地		
筒石	長崎 佐一	新潟県糸魚川市大字筒石173番地1	上越漁業協同組合筒石支所	上越漁業協同組合筒石支所
	長崎 一清	新潟県糸魚川市大字筒石403番地		
	三浦 信一	新潟県糸魚川市大字筒石5番地4		
上越市	田中 義輝	新潟県上越市中央4丁目16番19号	上越市漁業協同組合	上越市漁業協同組合直江津支所
	吉崎 幸男	新潟県上越市柿崎区直海浜1601番地		
	新保 辰夫	新潟県上越市大潟区上小船津浜25番地1		
柏崎	村山 仁策	新潟県柏崎市番神1丁目2番33号	新潟漁業協同組合	新潟漁業協同組合柏崎支所
	津畑 和義	新潟県柏崎市番神1丁目1番31号		
	柴野 一志	新潟県柏崎市荒浜3丁目4番28号		
出雲崎	磯野 清春	新潟県三島郡出雲崎町大字羽黒町179番地	新潟漁業協同組合出雲崎支所	新潟漁業協同組合出雲崎支所
	秋山 俊男	新潟県三島郡出雲崎町大字尼瀬町107番地		
	山本 英昭	新潟県三島郡出雲崎町大字住吉町43番地		
新潟	井村 秋男	新潟県新潟市中央区東入船町3709番地15	新潟漁業協同組合新潟支所	新潟漁業協同組合新潟支所
	北澤 英彦	新潟県新潟市中央区沼垂西3丁目4番18号		
	本間 浩	新潟県新潟市中央区東入船町3709番地14		

松浜	木村 勲	新潟県新潟市北区松浜3丁目9番3号	新潟漁業協同組合松浜支所	
	田辺 虎治	新潟県新潟市北区三軒屋町4番8号		
	村山 博	新潟県新潟市北区松浜8丁目3番33号		
山北町	富樫 栄晴	新潟県村上市寝屋80番地		新潟漁業協同組合山北支所
	本間 正彦	新潟県村上市鶴泊21番地		
	本間 忠	新潟県村上市笹川244番地		
粟島浦村	脇川 登	新潟県岩船郡粟島浦村9番地	粟島浦漁業協同組合	
	坂下 光正	新潟県岩船郡粟島浦村154番地1		
	本保 幹雄	新潟県岩船郡粟島浦村14番地		

◎新潟県告示第1186号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、佐渡市の国府川左岸土地改良区の定款の変更を平成24年9月19日認可した。

平成24年9月28日

新潟県佐渡地域振興局長

◎新潟県告示第1187号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域(平成21年9月11日新潟県告示第1208号)を次のとおり解除する。

平成24年9月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
米山台東地区	柏崎市米山台	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1188号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域(平成21年9月11日新潟県告示第1209号)の指定を解除する。

平成24年9月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
米山台東地区	柏崎市米山台	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1189号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規

定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成24年9月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
漆島地区	柏崎市高柳町漆島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
漆島(2)地区	柏崎市高柳町漆島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上島川地区	柏崎市高柳町漆島	次の図のとおり	土石流
高尾地区	柏崎市高柳町漆島	次の図のとおり	土石流
男山地区	柏崎市高柳町漆島	次の図のとおり	地すべり
栃ヶ原地区	柏崎市高柳町栃ヶ原	次の図のとおり	地すべり
米山台東地区	柏崎市米山台	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大広田地区	柏崎市大字大広田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
広田鉾泉地区	柏崎市大字大広田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
広田鉾泉(2)地区	柏崎市大字大広田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
広田鉾泉(3)地区	柏崎市大字大広田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大広田(2)地区	柏崎市大字大広田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大広田(3)地区	柏崎市大字大広田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大広田(4)地区	柏崎市大字大広田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大広田(5)地区	柏崎市大字大広田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大広田(6)地区	柏崎市大字大広田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大広田(2)地区	柏崎市大字大広田	次の図のとおり	土石流
大広田(3)地区	柏崎市大字大広田	次の図のとおり	土石流
大広田(4)-1地区	柏崎市大字大広田	次の図のとおり	土石流
大広田(4)-2地区	柏崎市大字大広田	次の図のとおり	土石流
大広田(5)地区	柏崎市大字大広田	次の図のとおり	土石流
湯元地区	柏崎市大字大広田	次の図のとおり	地すべり

森近地区	柏崎市大字森近	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
森近(2)地区	柏崎市大字森近	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
森近(3)地区	柏崎市大字森近	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
十二平沢地区	柏崎市大字森近	次の図のとおり	土石流
森近地区	柏崎市大字森近	次の図のとおり	土石流
森近地区	柏崎市大字森近	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
坪山(1)地区	上越市名立区坪山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坪山(2)地区	上越市名立区坪山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤野俣地区	上越市名立区赤野俣	次の図のとおり	地すべり
赤野俣(1)地区	上越市名立区赤野俣	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて備え置いて縦覧に供する。)

## ◎新潟県告示第1190号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年9月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

### 1 柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
漆島地区	柏崎市高柳町漆島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
漆島(2)地区	柏崎市高柳町漆島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上島川地区	柏崎市高柳町漆島	次の図のとおり	土石流
高尾地区	柏崎市高柳町漆島	次の図のとおり	土石流
米山台東地区	柏崎市米山台	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

大広田地区	柏崎市大字大広田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
広田鉱泉地区	柏崎市大字大広田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
広田鉱泉(2)地区	柏崎市大字大広田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
広田鉱泉(3)地区	柏崎市大字大広田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大広田(2)地区	柏崎市大字大広田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大広田(3)地区	柏崎市大字大広田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大広田(4)地区	柏崎市大字大広田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大広田(5)地区	柏崎市大字大広田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大広田(6)地区	柏崎市大字大広田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大広田(5)地区	柏崎市大字大広田	次の図のとおり	土石流
森近地区	柏崎市大字森近	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
森近(2)地区	柏崎市大字森近	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
森近(3)地区	柏崎市大字森近	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
十二平沢地区	柏崎市大字森近	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
坪山(1)地区	上越市名立区坪山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坪山(2)地区	上越市名立区坪山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)

### ◎新潟県告示第1191号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課、新潟県柏崎地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成24年9月28日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 都市計画の種類  
柏崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

公 告

**特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び新発田地域振興局において縦覧に供する。

平成24年 9月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日  
平成 24 年 8 月 13 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人フィル・ジャパン・フレンドシップ
- 3 代表者の氏名  
片桐 和喜
- 4 主たる事務所の所在地  
阿賀野市上高田 659 番地 1
- 5 定款に記載された目的

本会は、日比友好親善の向上を目指し、文化交流及び友好親善に関する事業の促進のため、相互扶助精神に則り、防災を含む災害救援や人権擁護等にかかわる活動、日比相互のトラブル等、問題解決のため、関係者の要請に基づく支援、生ゴミ等に起因する疫病等の要因排除や腐敗臭の改善に有効な有機農法等を提案、不要品贈与、リサイクル等を通じ、ものを大切にする心を育むための活動、環境負荷の低い、豊かな資源循環型社会を目指す活動等を通じて、両国民の公益に寄与することを目的とする。

- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
  - (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
  - (2) 社会教育の推進を図る活動
  - (3) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
  - (4) 環境の保全を図る活動
  - (5) 災害時の救援の活動
  - (6) 人権の擁護又は平和の促進を図る活動
  - (7) 国際協力・支援・交流の活動
  - (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
<p>(名称) 第1条 <u>この法人</u>は、特定非営利活動法人 フィル・ジャパン・フレンドシップ という。</p> <p>(事務所) 第2条 <u>この法人</u>は、事務所を新潟県阿賀野市大字上高田659番地1に置く。</p> <p>(目的) 第3条 <u>この法人</u>は、日比友好親善の向上を目指し、文化交流及び友好親善に関する事業の促進のため、相互扶助精神に則り、防災を含む災害救援や人権擁護</p>	<p>(名称) 第1条 <u>本会</u>は、特定非営利活動法人 フィル・ジャパン・フレンドシップ という。</p> <p>(事務所) 第2条 <u>本会</u>は、事務所を新潟県阿賀野市大字上高田659番地1に置く。</p> <p>(目的) 第3条 <u>本会</u>は、日比友好親善の向上を目指し、文化交流及び友好親善に関する事業の促進のため、相互扶助精神に則り、防災を含む災害救援や人権擁護</p>



護等にかかわる活動、日比相互のトラブル等、問題解決のため、関係者の要請に基づく支援、生ゴミ等に起因する疫病等の要因排除や腐敗臭の改善に有効な有機農法等を提案、不要品贈与、リサイクル等を通じ、ものを大切にすることを育むための活動、環境負荷の低い、豊かな資源循環型社会を目指す活動等を通じて、両国民の公益に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の活動を行う。

- (1)・(2) (略)
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) (略)
- (5) 災害救援活動
- (6) (略)
- (7) 国際協力の活動
- (8) (略)

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) (略)
  - ①～⑥ (略)
  - ⑦ 日比における事業及び相談等
  - ⑧ (略)
- (2) その他事業

(削除)

  - ① (略)

(削除)

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益を生じた時は、これを同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

(種別)

第6条 (略)

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の趣旨に賛同する団体及び個人
- (3) (略)

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込みするものとし、理事長は、正当な理由がない限り、

等にかかわる活動、日比相互のトラブル等、問題解決のため、関係者の要請に基づく支援、生ゴミ等に起因する疫病等の要因排除や腐敗臭の改善に有効な有機農法等を提案、不要品贈与、リサイクル等を通じ、ものを大切にすることを育むための活動、環境負荷の低い、豊かな資源循環型社会を目指す活動等を通じて、両国民の公益に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の活動を行う。

- (1)・(2) (略)
- (3) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) (略)
- (5) 災害時の救援の活動
- (6) (略)
- (7) 国際協力・支援・交流の活動
- (8) (略)

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) (略)
  - ①～⑥ (略)
  - ⑦ フィリピンにおける事業・国際結婚等相談
  - ⑧ (略)
- (2) 収益事業
  - ① 他団体・個人からの要望等による寄贈品等の輸出入及び国際協力、事業提案等に係る各種申請及び相談並びに講師派遣
  - ② (略)
  - ③ マンゴー等の植樹会員勧誘

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

(種別)

第6条 (略)

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同する団体及び個人
- (3) (略)

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が

入会を認めなければならない。

(削除)

2 (略)

(除名)

第11条 (略)

- (1) 法令、又はこの法人の定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(会費等の不返還)

第12条 既に納入された入会金、会費及びその他の 拠出金品は、返還しない。

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) (略)
- (2) (略)

2 理事のうち、1人を理事長、1人以上2人以内を副理事長、1人を幹事、1人を会計、1人を事務局長とする。

(選任等)

第14条 (略)

2・3 (略)

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2～4 (略)

5 (略)

- (1) (略)
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
- (4) (略)
- (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求することができる。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 (略)

(除名)

第11条 (略)

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、他の法律に定めのない限り返還しない。

(種別及び定数)

第13条 本会に次の役員を置く。

- (1) (略)
- (2) (略)

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長、1人を幹事、1人を会計、1人を事務局長とする。

(選任等)

第14条 (略)

2・3 (略)

4 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、本会を代表し、その業務を総理する。

2～4 (略)

5 (略)

- (1) (略)
- (2) 本会の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
- (4) (略)
- (5) 理事の業務執行の状況または本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求することができる。

(任期等)

第16条 役員任期は、選任した総会開催日から翌事業年度の通常総会開催日までとする。

2・3 (略)

<p>3・4 (略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第2項に関し必要な事項は、<u>総会の議決を経て、理事長が別に定める。</u></p> <p>(職員)</p> <p>第20条 <u>この法人</u>に、事務局長その他の職員を置くことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(種別)</p> <p>第21条 <u>この法人</u>の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。</p> <p>(権能)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業計画及び<u>活動</u>予算並びにその変更</p> <p>(5) 事業報告及び<u>活動</u>決算</p> <p>(6) 役員<u>の選任、解任及び報酬</u></p> <p>(7)～(10) (略)</p> <p>(開催)</p> <p>第24条 通常総会は、毎年1回<u>開催する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(招集)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した<u>書面又は電磁的方法</u>をもって、少なくとも<u>総会の5日前</u>までに通知しなければならない。</p> <p>(議決)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(表決権等)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第2項に関し必要な事項は、<u>理事会で、決定することができる。</u></p> <p>(職員)</p> <p>第20条 <u>本会</u>に、事務局長その他の職員を置くことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(種別)</p> <p>第21条 <u>本会</u>の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。</p> <p>(権能)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業計画及び<u>収支</u>予算並びにその変更</p> <p>(5) 事業報告及び<u>収支</u>決算</p> <p>(6) 役員<u>の選任又は、解任、職務及び報酬</u></p> <p>(7)～(10)</p> <p>(開催)</p> <p>第24条 通常総会は、毎年1回<u>事業年度終了後2箇月以内に開催する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(招集)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した<u>書面</u>をもって、少なくとも<u>14日前</u>までに通知しなければならない。</p> <p>(議決)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(表決権等)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正</p>
--	---

会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 (略)

(議事録)

第30条 (略)

(1) (略)

(2) 正会員総数及び出席者数(書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

(3)~(5) (略)

2 (略)

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意志表示をしたことにより、総会の決議があつたものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があつたものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(権能)

第32条 (略)

(1)・(2) (略)

(削除)

(3) (略)

(招集)

第34条 (略)

2 (略)

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(表決権等)

第37条 (略)

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3・4 (略)

(議事録)

第38条 (略)

(1) (略)

会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 (略)

(議事録)

第30条 (略)

(1) (略)

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

(3)~(5) (略)

2 (略)

(権能)

第32条 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 提案事業の審議及び会の運営に関する事項

(4) (略)

(招集)

第34条 (略)

2 (略)

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも14日前までに通知しなければならない。

(表決権等)

第37条 (略)

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3・4 (略)

(議事録)

第38条 (略)

(1) (略)

<p>(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（<u>書面又は電磁的方法による表決者</u>にあつては、その旨を付記すること。）</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(資産の構成)</p> <p>第39条 <u>この法人</u>の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(資産の区分)</p> <p>第40条 <u>この法人</u>の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び<u>その他事業</u>に関する資産の2種とする。</p> <p>(資産の管理)</p> <p>第41条 <u>この法人</u>の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。</p> <p>(会計の原則)</p> <p>第42条 <u>この法人</u>の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従つて行うものとする。</p> <p>(会計の区分)</p> <p>第43条 <u>この法人</u>の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び<u>その他事業</u>に関する会計の2種とする。</p> <p>(事業計画及び予算)</p> <p>第44条 <u>この法人</u>の事業計画及びこれに伴う<u>活動予算</u>は、幹事が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(予算の追加更正)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第48条 <u>この法人</u>の事業報告書、<u>活動計算書</u>、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(事業年度)</p> <p>第49条 <u>この法人</u>の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第51条 <u>この法人</u>が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による</p>	<p>(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（<u>書面表決者</u>にあつては、その旨を付記すること。）</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(資産の構成)</p> <p>第39条 <u>本会</u>の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(資産の区分)</p> <p>第40条 <u>本会</u>の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び<u>収益事業</u>に関する資産の2種とする。</p> <p>(資産の管理)</p> <p>第41条 <u>本会</u>の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。</p> <p>(会計の原則)</p> <p>第42条 <u>本会</u>の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従つて行うものとする。</p> <p>(会計の区分)</p> <p>第43条 <u>本会</u>の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び<u>収益事業</u>に関する会計の2種とする。</p> <p>(事業計画及び予算)</p> <p>第44条 <u>本会</u>の事業計画及びこれに伴う<u>収支予算</u>は、幹事が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(予算の追加及び更正)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第48条 <u>本会</u>の事業報告書、<u>収支計算書</u>、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(事業年度)</p> <p>第49条 <u>本会</u>の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第51条 <u>本会</u>が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議</p>
---	--

<p>議決を経、かつ、法25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。</p> <p>(解散)</p> <p>第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 目的とする特定非営利活動に係る<u>事業の成功の不能</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) <u>破産手続き開始の決定</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p>第53条 この法人が解散(合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決を得て同様の目的を持つ特定非営利活動法人に譲渡するものとする。</p> <p>(合併)</p> <p>第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報、ホームページ等に掲載して行う。</p>	<p>決を経、かつ、法25条第3項に規定する<u>軽微な事項</u>を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。</p> <p>(解散)</p> <p>第52条 本会は、次に掲げる事由により解散する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 目的とする特定非営利活動に係る<u>すべての事業成功の不能</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) <u>破産</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>2 前項第1号の事由によりこの本会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p>第53条 本会が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決を得て同様の目的を持つ特定非営利活動法人に譲渡するものとする。</p> <p>(合併)</p> <p>第54条 本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第55条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに、官報、ホームページ等に掲載して行う。</p>
--	---

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成24年9月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
 名称 バロー下門前店  
 所在地 上越市関川東部下門前土地区画整理事業地内26街区5外  
 設置者 株式会社バロー
- 2 届出の概要及び公告日  
 概要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出  
 公告日 平成24年5月11日
- 3 意見の概要  
 (1) 上越市からの意見の概要  
 意見なし

## (2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

## 4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

## 5 縦覧期間

平成24年9月28日から平成24年10月28日まで

**大規模小売店舗の変更について（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成24年9月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 シネマする街 千秋通り

所在地 長岡市千秋二丁目1087番地1

設置者 ユニー株式会社

## 2 変更しようとする事項

## ・駐車場の自動車の出入口の位置

（変更前）届出書に添付された図面のとおり

（変更後）届出書に添付された図面のとおり

## 3 変更年月日

平成24年9月19日

## 4 変更の理由

敷地内の駐車場のうち、店舗が使用する部分と長鐵工業株式会社が使用する部分を安全のためにフェンスで区画するにあたって、店舗用駐車場の出入口の位置を変更する必要が生じたため。

## 5 届出年月日

平成24年9月18日

## 6 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

（なお、長岡市商工部商業振興課でも閲覧ができます。）

## 7 縦覧期間

平成24年9月28日から平成25年1月28日まで

## 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業振興課 商業振興係

電話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

**技能検定の合格者の発表について（公告）**

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項、第46条第2項及び職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第3条の規定により実施した平成24年度前期技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成24年9月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

等級 検定職種（作業名）

受検番号

## 1 級

造園（造園工事作業）

A甲0003 B0001 B0002 C0007

金属熱処理（一般熱処理作業）

A甲0001 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0008 A甲0009 A甲0011 A甲0012

A甲0013 A甲0016 B0001 B0002 C0001  
(浸炭・浸炭窒化・窒化处理作業)  
A甲0002 B0002  
(高周波・炎熱処理作業)  
C0001  
粉末冶金(焼結作業)  
A甲0001 A甲0003 A甲0005  
機械加工(普通旋盤作業)  
A甲0001 B0001  
(フライス盤作業)  
A甲0001 C0001  
(平面研削盤作業)  
B0001 D0001  
(数値制御旋盤作業)  
A甲0001 A甲0003 A甲0004 A甲0006 A甲0011 B0001 B0002 B0003 B0004 B0006 C0002  
C0003 C0004 C0005 C0006 C0007  
(数値制御フライス盤作業)  
A甲0001 A甲0002 A甲0006 B0004 B0006 C0001  
(マシニングセンタ作業)  
A甲0007 A甲0008 A甲0010 A甲0011 A甲0012 A甲0016 A甲0023 A甲0024 A甲0025 A甲0027  
A甲0030 A甲0032 B0001 B0002 B0003 C0006 D0001  
金属プレス加工(金属プレス作業)  
A甲0001 A甲0004 B0001 B0004 B0005 B0006  
鉄工(構造物鉄工作業)  
A甲0001 A甲0002  
建築板金(内外装板金作業)  
A甲0012 A甲0013 A甲0014 A甲0015 A甲0017 A甲0018 A甲0019 A甲0020 A甲0021 A甲0022  
A甲0023 A甲0025 A甲0026 A甲0027 A甲0028 A甲0031 A甲0032 A甲0034 A甲0035 A甲0038  
A甲0040 A甲0042 A甲0044 A甲0045 A甲0047 B0001 B0002 B0003 C0002 C0004  
(ダクト板金作業)  
A甲0003  
仕上げ(治工具仕上げ作業)  
B0001 D0001  
(機械組立て仕上げ作業)  
D0001  
切削工具研削(超硬刃物研磨作業)  
A甲0001 C0001  
機械保全(電気系保全作業)  
D0001  
電子機器組立て(電子機器組立て作業)  
A甲0001 A甲0002 A甲0003 B0004 C0002  
電気機器組立て(変圧器組立て作業)  
A甲0001  
(配電盤・制御盤組立て作業)  
A甲0002 B0001 C0003 C0004 C0005  
産業車両整備(産業車両整備作業)  
B0001 C0001 C0002 C0003  
鉄道車両製造・整備(内部ぎ装作業)  
B0002  
(電気ぎ装作業)  
B0001 B0002



建設機械整備（建設機械整備作業）

A甲0010 A甲0011 C0002 C0004

家具製作（家具手加工作業）

A甲0001 A甲0002 C0001

印刷（オフセット印刷作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004

プラスチック成形（射出成形作業）

A甲0001 C0001 C0002 C0003 C0013 C0015

石材施工（石張り作業）

C0001

とび（とび作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0008 A甲0009 A甲0010 A甲0011 A甲0014 A甲0015

A甲0017 A甲0018 A甲0019 A甲0020 A甲0021 A甲0022 A甲0023 A甲0024 A甲0025 A甲0026

A甲0027 A甲0028 A甲0030 A甲0031 A甲0032 A甲0036 A甲0039 A甲0041 A甲0042 A甲0043

A甲0044 A甲0045 B0004 B0005 B0007

左官（左官作業）

A甲0001 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0009 A甲0011 A甲0012 A甲0013 A甲0014

A甲0015 A甲0016 A甲0017 A甲0018 A甲0019 A甲0021 C0001 C0002

タイル張り（タイル張り作業）

A甲0001 A甲0002

畳製作（畳製作作業）

A甲0002 A甲0003 C0001

配管（建築配管作業）

D0001

防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業）

A甲0003 A甲0004 A甲0006 A甲0007 A甲0009 A甲0010 C0001 C0004 C0006 C0007 C0008 C0009

（アクリルゴム系塗膜防水工事作業）

C0001

（シーリング防水工事作業）

C0001

（FRP防水工事作業）

C0001

内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業）

A甲0002 C0001

（鋼製下地工事作業）

A甲0003 A甲0004

（ボード仕上げ工事作業）

A甲0001 A甲0003 A甲0006 A甲0009 A甲0010 C0002

（木質系床仕上げ工事作業）

C0001 C0002

熱絶縁施工（保温保冷工事作業）

A甲0003 A甲0009 B0001

サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）

A甲0002 A甲0005 C0002

貴金属装身具製作（貴金属装身具製作作業）

A甲0001

表装（表具作業）

C0001 C0002

（壁装作業）

A甲0001 A甲0002 B0001 C0001

塗装（建築塗装作業）

A甲0003 A甲0004 A甲0007 A甲0009 A甲0011 A甲0012 A甲0015 A甲0021 A甲0023 A甲0025  
A甲0027 B0001 C0002 C0003 C0004 C0005 C0006 C0008 C0009 C0016 C0018 C0019  
C0020 C0022 C0023

(金属塗装作業)

A甲0005 C0001 C0002

(鋼橋塗装作業)

D0001

(噴霧塗装作業)

B0001 B0002

## 2級

園芸装飾(室内園芸装飾作業)

A甲0002 A甲0003 A甲0004 B0001

造園(造園工事作業)

A甲0001 A甲0002 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0009 A甲0010 A甲0012 A甲0014 A甲0015  
A甲0017 A甲0018 A甲0019 A甲0022 A甲0023 A甲0024 A甲0025 A甲0027 A甲0028 A甲0030  
A甲0031 A甲0032 A甲0033 A甲0034 A甲0035 A甲0036 A甲0037 A甲0038 B0001 B0002 C0001  
C0002 C0003 C0004 C0005 C0010

鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業)

A甲0001 A甲0002

金属熱処理(一般熱処理作業)

A甲0001 A甲0004 A甲0006 A甲0007 A甲0008 A甲0009 A甲0010 A甲0011 A甲0012 A甲0013  
A甲0014 A甲0015 A甲0016 A甲0017 A甲0019 A甲0022 A甲0023 A甲0026 A甲0027 A甲0028  
A甲0035 B0002 B0005 B0006 B0009 B0010 C0001 C0003

(浸炭・浸炭窒化・窒化处理作業)

C0001

(高周波・炎熱処理作業)

A甲0002 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0008

粉末冶金(焼結作業)

A甲0002 A甲0003 B0001

機械加工(普通旋盤作業)

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0009 A甲0010 A甲0011 A甲0012  
A甲0014 A甲0015 C0001 C0002 D0001 D0002 D0003 D0004 D0005 D0006 D0007 D0008  
D0009 D0010 D0011 D0012 D0013 D0014 D0015 D0016 D0017 D0018 D0019 D0020 D0021  
D0022 D0023 D0024

(フライス盤作業)

C0001 C0006

(平面研削盤作業)

A甲0001 A甲0002 A甲0004 A甲0005 A甲0010 A甲0011 A甲0012 B0001 B0002 C0001 C0002  
C0003 C0004

(円筒研削盤作業)

A甲0001 A甲0003 A甲0004 A甲0006 A甲0007 A甲0008 C0001

(数値制御旋盤作業)

A甲0001 A甲0002 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0008 A甲0018 A甲0022 A甲0023 A甲0024  
A甲0027 A甲0028 A甲0029 B0003 B0004 B0005 C0001 C0002 C0005 C0006 C0007 C0008  
C0009 C0010 C0012 C0013 C0016 C0017

(数値制御フライス盤作業)

A甲0002 A甲0009 A甲0012 B0003 B0004 C0001

(マシニングセンタ作業)

A甲0007 A甲0010 A甲0011 A甲0016 A甲0018 A甲0023 A甲0028 B0001 C0002 C0003 C0005  
C0009 C0010 C0018 C0019 C0020 C0021 C0022 C0024 C0025

放電加工(ワイヤ放電加工作業)

A甲0002 B0001 C0001  
金属プレス加工 (金属プレス作業)  
A甲0002 A甲0006 A甲0007 A甲0009 B0001 B0002 B0004 C0003  
鉄工 (製缶作業)  
A甲0002 B0001 C0001  
建築板金 (内外装板金作業)  
A甲0001 A甲0003 A甲0004 A甲0006 A甲0008 A甲0009 A甲0010 A甲0011 A甲0012 A甲0013  
A甲0014 A甲0015 A甲0016 A甲0018 B0001 B0002 B0003 B0004 B0005 B0006 C0001 C0002  
D0001 D0002 D0003  
(ダクト板金作業)  
A甲0003 A甲0005 C0001  
仕上げ (機械組立て仕上げ作業)  
A甲0014 C0002 C0006  
切削工具研削 (超硬刃物研磨作業)  
A甲0001 A甲0002  
電子機器組立て (電子機器組立て作業)  
A甲0001 A甲0008 B0001 C0001 C0003 C0004 C0007 D0001  
電気機器組立て (変圧器組立て作業)  
A甲0001 A甲0003 A甲0004 A甲0005  
(配電盤・制御盤組立て作業)  
A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0008 B0001 C0001 C0002  
産業車両整備 (産業車両整備作業)  
A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005 B0001  
鉄道車両製造・整備 (内部ぎ装作業)  
A甲0006 A甲0007 B0001 B0002  
(配管ぎ装作業)  
A甲0002 B0001 B0002 B0003 C0001  
(電気ぎ装作業)  
A甲0002 A甲0003  
建設機械整備 (建設機械整備作業)  
A甲0004 A甲0006 A甲0008 A甲0012 A甲0013 A甲0016 A甲0020 A甲0022 A甲0023 A甲0025  
A甲0039 A甲0040 A甲0043 A甲0047 A甲0048 A甲0049 A甲0050 A甲0052 A甲0054 B0002  
B0003 B0004 B0005 C0001 C0002 C0003 C0006 C0008  
家具製作 (家具手加工作業)  
A甲0001 A甲0006 C0001  
建具製作 (木製建具手加工作業)  
A甲0001  
印刷 (オフセット印刷作業)  
A甲0001  
プラスチック成形 (射出成形作業)  
A甲0007 A甲0014 A甲0020 A甲0021 B0002 C0001 C0006 C0008 C0010 C0011 C0013  
強化プラスチック成形 (手積み積層成形作業)  
A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0007 B0001  
石材施工 (石張り作業)  
A甲0001  
建築大工 (大工工事作業)  
D0001 D0002 D0003 D0004 D0005 D0006  
とび (とび作業)  
A甲0002 A甲0004 A甲0005  
左官 (左官作業)  
A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0008 A甲0010 A甲0011 A甲0013 A甲0014

A甲0015 B0002 B0004 D0001 D0002 D0003  
タイル張り (タイル張り作業)  
B0001  
畳製作 (畳製作作業)  
A甲0003 A甲0004 A甲0005 C0001 C0002  
防水施工 (セメント系防水工事作業)  
B0001  
内装仕上げ施工 (プラスチック系床仕上げ工事作業)  
A甲0001 A甲0002  
(カーペット系床仕上げ工事作業)  
C0001 C0002  
サッシ施工 (ビル用サッシ施工作業)  
A甲0001 A甲0002 A甲0003 B0001  
塗装 (建築塗装作業)  
A甲0005 A甲0006 A甲0007 B0002 C0001 C0002 C0003 C0004 C0005 C0006  
(金属塗装作業)  
A甲0001 A甲0003 A甲0004 A甲0005  
(噴霧塗装作業)  
A甲0004 A甲0005  
広告美術仕上げ (広告面粘着シート仕上げ作業)  
B0001  
フラワー装飾 (フラワー装飾作業)  
A甲0001  
単一等級  
路面標示施工 (溶融ペイントハンドマーカーク工作業)  
A甲0006 A甲0007 A甲0008 A甲0009 B0001 B0004 B0005 C0002 C0003  
(加熱ペイントマシンマーカーク工作業)  
C0001  
塗料調色 (調色作業)  
A甲0001

## 選挙管理委員会告示

### ◎新潟県選挙管理委員会告示第67号

平成24年10月21日執行予定の新潟県知事選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第2項及び第23条第1項の規定により、選挙人名簿の被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めた。

平成24年9月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

- 1 被登録資格決定基準日 平成24年10月3日  
(ただし、年齢については、平成24年10月21日とする。)
- 2 登 録 日 平成24年10月3日
- 3 縦 覧 期 間 平成24年10月4日

### ◎新潟県選挙管理委員会告示第68号

平成24年10月21日執行予定の新潟県知事選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第5項の規定により候補者がポスターを掲示することができる日を次のとおり定めた。

平成24年9月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

平成24年10月4日

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第69号

平成24年10月21日執行予定の新潟県知事選挙において、政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第8条第6項の規定により、候補者から手話通訳を付して政見を録画するよう申込があったときに手話通訳を付して政見を録画する放送事業者を次のとおり定めた。

平成24年9月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

日本放送協会新潟放送局

株式会社新潟総合テレビ

株式会社テレビ新潟放送網

株式会社新潟テレビ二十一

## 監査委員公表

## 監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査結果を次のとおり公表する。

平成24年9月28日

新潟県監査委員 山 田 修

新潟県監査委員 石 上 和 男

## 住民監査請求に係る監査結果

## 第1 監査の請求

## 1 請求人

新潟市江南区稲葉一丁目5番12号  
県・新潟市を考える会 会長 吉村 美二

## 2 請求の要旨

## (1) ガソリン代について

ア 平成22年度の政務調査費収支報告書等を調べると、本会議や委員会等に出席した日にガソリン代を計上している。

イ しかし、本会議や委員会等に出席した日は、旅費を含む日額が新潟県議会議員給与条例（昭和25年3月28日新潟県条例第2号。以下「議員給与条例」という。）により支給されているから、ガソリン代を計上することは交通費の二重取りであり、違法である。

ウ 対象議員は別表1のとおりであり、居宅から議会までの往復距離（議員給与条例第8条第1項の表における各区分の最大距離とする。）に22円を乗じた金額合計660,550円を新潟県知事が返還を請求することを求める。

## (2) 事務所費について

ア 事務所は議員をはじめ事務所職員や後援会会員が主に利用する。平成23年4月1日は統一地方選挙の告示日であり、半年前の10月頃から議員をはじめ事務所職員は選挙の仕事が主である。

イ 平成22年度の政務調査費収支報告書等を調べると、電気の契約種別が30～50アンペアのものがあるが、事務所は20アンペア程度である。このことは、家庭の電気を利用しているのであり、水道やガスも家庭と共同使用である。

ウ したがって、按分割合が全額や7割等であることは根拠もなく不当であり、最高50%が妥当である。

エ 対象議員は別表2のとおりであり、合計3,741,568円を新潟県知事が返還を請求することを求める。

## (3) 広報費について

平成22年度の政務調査費収支報告書等を調べると、通常はがき、四連はがき、年賀はがきを大量に購入していることは、以下の理由により不相当である。

ア 平成23年4月1日は統一地方選挙の告示日であり、後援会会員名簿から宛名・住所を印刷していることは、後援会会員への挨拶状である。

イ 書くスペースが非常に狭いはがきは、挨拶文程度でしか利用しないのは常識であるのに県政報告等に利用したとして広報費に金額を計上したことは誰が見ても不当である。

ウ 年賀はがきは、新年の挨拶に使用するものであるから認められない。しかも、私用となる選挙区以外の親戚や知人・友人に使用したとも考えられるから公費での購入は認められない。

エ 対象議員は別表3のとおりであり、合計1,292,350円を新潟県知事が返還を請求することを求める。

## 3 請求の受理

本件請求のうち、ガソリン代、事務所費及び広報費の一部（年賀はがきの購入）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備しているものと認め、請求書が提出された平成24年7月11日をもってこれを受理した。

なお、広報費のうち年賀はがきの購入以外の請求人の主張は、収支報告書や領収書等の添付様式の記載内容等に関する疑問点や自己の推測に基づく見解を述べているにすぎず、政務調査費の支出が目的から逸脱した違法なものであるという具体的説明がなされていると認めることはできないため、監査の対象とはしなかった。

## 第2 証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定により、平成24年7月20日付けで請求人に対し証拠の提出及び陳述の機会を同月30日に設ける旨を文書で通知したところ、同月24日付けで請求人から陳述は行わない旨の回答が文書でなされた。また、新たな証拠の提出はなかった。

## 第3 監査委員の除斥

本件監査は、法第199条の2の規定により、議員のうちから選任された監査委員を除斥して行った。

## 第4 監査の実施

## 1 監査の方法

政務調査費の支出が違法、不当であったかどうかを判断するためには、判断基準が必要である。政務調査費は、法第100条第14項で「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定され、また、同条第15項で「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定されている。したがって、判断基準は、議会において規定されるべきものであり、県議会は、新潟県政務調査費の交付に関する条例（平成13年新潟県条例第33号。以下「条例」という。）のほか、新潟県政務調査費の交付に関する規程（平成13年新潟県議会規程第1号。以下「規程」という。）を定めている。さらに、その運用指針として「政務調査費の手引」（以下「手引」という。）を作成している。

以上より、本件監査を行うに当たっては、条例、規程及び手引並びに請求人の主張等を踏まえ、監査を実施することとした。

## 2 監査の対象機関

議会事務局総務課（以下「議会事務局」という。）

## 第5 監査の結果

## 1 事実関係の確認

監査対象機関の関係職員からの聞き取り及び関係書類の精査を行った。その概要は次のとおりである。

## (1) 議員が召集に応じ、議会又は委員会等に出席した場合の費用弁償の概要

議員が召集に応じ、議会又は委員会等に出席した場合は、会議に出席した日数により、次の費用を弁償する。この場合において、休会の日の日数は、会議に出席した日とみなす（議員給与条例第8条第1項）。

区分（住所又は居所から招集地までの片道距離）	日 額
15キロメートル未満	8,000円
15キロメートル以上 25キロメートル未満	10,200円
25キロメートル以上 50キロメートル未満	12,600円
50キロメートル以上100キロメートル未満	13,900円
100キロメートル以上150キロメートル未満	18,300円
150キロメートル以上	18,600円

注 平成22年度における日額。平成23年11月以降は11区分に細分化されている。

## (2) 政務調査費の概要

## ① 交付対象及び交付額

## ア 交付対象（条例第1条・第2条）

政務調査費は、県議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。）及び議員に対し交付される。

## イ 交付額（条例第3条・第4条）

(ア) 会派（所属議員1人当たり） 月額 66,000円

(イ) 議員 月額 264,000円

## ② 交付事務手続の流れ

## ア 会派の届出（条例第5条）

(ア) 会派を結成し、政務調査費の交付を受けようとするときは、議長に会派結成届を提出しなければならない。

(イ) 会派結成届の内容に異動が生じたときは、会派異動届を提出しなければならない。

## イ 知事への通知（条例第6条）

(ア) 議長は、政務調査費の交付を受ける会派及び議員について、毎年度4月5日までに知事に通知しなければならない。

(イ) 年度の中途において会派又は議員に異動が生じたときは、速やかに知事に通知しなければならない。

## ウ 交付決定（条例第7条）

知事は、議長から条例第6条による通知を受けたときは、政務調査費の交付決定（変更交付決定）を行い、会派及び議員に通知しなければならない。

エ 請求及び交付（条例第8条）

- (ア) 会派の代表者及び議員は、毎月15日までに当該月分の政務調査費を知事に請求する。
- (イ) 知事は、請求があったときは速やかに政務調査費を交付する。

オ 収支報告書の提出（条例第10条・規程第5条）

- (ア) 会派の代表者及び議員は、政務調査費の収支報告書を年度終了日の翌日から起算して60日以内に議長に提出しなければならない。収支報告書には、当該収支報告書に記載された政務調査費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添付しなければならない。
- (イ) 会派が消滅した場合及び議員が任期満了等により議員でなくなった場合は、その日の翌日から起算して60日以内に提出しなければならない。
- (ウ) 議長は、提出された収支報告書の写しを知事に送付する。

カ 残余金の返還（条例第12条）

会派の代表者又は議員は、その年度において交付を受けた政務調査費の総額から、その年度において行った政務調査費による支出（使途基準に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合は、返還しなければならない。

キ 収支報告書の閲覧（条例第13条・規程第7条）

収支報告書は、提出期限の翌日から起算して60日を経過した日の翌日から、文書保管室内の閲覧コーナーで閲覧することができる。

(3) 政務調査費の使途基準等

① 使途基準

ア 政務調査費の使途（条例第9条）

会派及び議員は、政務調査費を使途基準に従い使用しなければならない。

イ 使途基準（規程第4条）

(ア) 会派分（別表第1）

項 目	内 容
調査研究費	会派が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費（調査委託費、交通費、宿泊費等）
研 修 費	会派が行う研修会、講演会の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費（会場費、機材借上げ費、講師謝金、会費、交通費、宿泊費等）
会 議 費	会派における各種会議に要する経費（会場費、機材借上げ費、資料印刷費等）
資料作成費	会派が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費（印刷製本費、原稿料等）
資料購入費	会派が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費（書籍購入費、新聞雑誌購読料等）
広 報 費	会派が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費（広報紙・報告書等印刷費、送料、交通費等）
事 務 費	会派が行う調査研究に係る事務遂行に要する経費（事務用品費、備品費、通信費等）
人 件 費	会派が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費（給料、手当、社会保険料、賃金等）

注 ( ) 内は例示

(イ) 議員分（別表第2）

項 目	内 容
調査研究費	議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費（調査委託費、交通費、宿泊費等）
研 修 費	団体等が開催する研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する秘書等の参加に要する経費



	(会費、交通費、宿泊費等)
会議費	議員が行う地域住民の県政に関する要望、意見を聴取するための各種会議に要する経費 (会場費、機材借上げ費、資料印刷費等)
資料作成費	議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費 (印刷製本費、原稿料等)
資料購入費	議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費 (書籍購入費、新聞雑誌購読料等)
広報費	議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費 (広報紙・報告書等印刷費、送料、交通費等)
事務所費	議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費 (事務所の賃借料、管理運営費等)
事務費	議員が行う調査研究に係る事務遂行に要する経費 (事務用品費、備品費、通信費等)
人件費	議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費 (給料、手当、社会保険料、賃金等)

注 ( ) 内は例示

## ② 運用指針

政務調査費の支出については規程別表に定める使途基準に従い使用されなければならないが、具体的な使途については、これまで全国都道府県議会議長会から提出された「政務調査費の使途の基本的な考え方について」(平成13年8月20日)(以下「全国議長会の考え方」という。)を参考としていたところである。

新潟県議会では、平成19年2月議会において政務調査費の収支報告書に領収書の添付が義務付けられたことを機に、これまでの「全国議長会の考え方」を基本として、適正執行に当たっての使途基準の具体的な内容や運用の指針などを取りまとめた手引を作成し、平成19年度分から政務調査費を支出するに当たっての参考(拠り所)としているところである。

## ③ 「政務調査費の手引」

### ア 作成目的

政務調査費のより一層の適正執行を期するため、会派及び議員が政務調査費を支出するに当たっての参考(拠り所)とするもの

### イ 作成者

新潟県議会(各会派の代表者13人から構成された「新潟県政務調査協議会」で協議して取りまとめた。)

### ウ 作成年月日

平成19年10月(平成22年6月一部改訂)

### エ 手引の主な記載内容

#### (ア) 制度の概要

交付対象、交付額、交付上の諸手続

#### (イ) 使途基準

具体的な内容を会派分、議員別に項目ごとに例示

#### (ウ) 使途基準の運用指針

支出する際の原則、政務調査費から支出できない経費の具体例を例示

#### (エ) 収支報告

収支報告書の作成、提出、証拠書類の整理保管、収支報告書の閲覧

#### (オ) 資料集

関係例規、各種様式及び記載例

## ④ 議会事務局における収支報告書等の審査方法

ア 議会事務局においては、収支報告書及び領収書等の添付書類について審査を行い、規程別表に定める使途基準及び手引に合致した支出であるかを確認している。

イ また、報告内容の確認は、議員活動の自主性、自律性を尊重しつつ行っているが、必要に応じて支

出された経費が議員の調査研究活動に係るものであることを直接議員との面談により確認している。

(4) 本件請求に係る支出項目に関する事項（議会事務局の見解）

① ガソリン代について

ア 議員給与条例第8条の費用弁償支給日と給油日が同じ場合があることは事実であるが、給油日と政務調査費の使途とに直接の関連があるわけではない。

イ ガソリン代については、調査研究以外の議員活動や後援会活動など、政務調査以外の目的にも使用される場合がある。そのため、議員は、ガソリン代金の全額を政務調査費から充当しているわけではなく、政務調査とそれ以外の使用割合を考慮して按分して充当しているため、交通費の二重取りにはならない。

なお、請求人は、一部の議員のみが按分をしているとするが、請求の対象となった議員は、全員が、その実態に応じて、支払額を按分して計上していることを収支報告書の添付様式により確認している。

② 事務所費について

ア 事務所費は、議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費（事務所の賃借料、管理運営費等）であるが、適用する按分割合は、議員個々の活動実態により異なるため、一律にその割合を示すことはできないことから、手引上、議員の責任において、それぞれの活動実態に応じ、決めることとされている。

イ 収支報告書等提出の際は、必要に応じ、議員に聞き取りを行い、調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費であることを確認している。

③ 広報費（年賀はがきの購入）について

ア 年賀はがきであっても、議会活動等の報告に用いることは問題ない。手引の記載例は、単なる慶弔用の年賀状の購入に対し、政務調査費を支出することは不適当との趣旨であり、県政報告の用途であれば計上は可能である。

イ 収支報告書等提出の際は、議員に聞き取りを行い、県政報告のために使ったものであることを確認している。

2 判断

以上の事実関係の確認に基づき、本件請求に対し次のとおり判断する。

(1) ガソリン代について

ガソリン代については、政務調査以外の目的にも使用される場合があり、そのため、議員は、ガソリン代金の全額を政務調査費から充当しているわけではなく、政務調査とそれ以外の使用割合を考慮して按分して充当しているため、交通費の二重取りにはならないという議会事務局の取扱いは合理性が認められる。支出の按分は、必ずしも支出日ごとに行う必要はなく、政務調査費の交付の年度を通じて行うことも認められると解されるところ、いずれの議員の按分割合（最大で2分の1）も明らかに不適切であるとはがうかがわれない。

したがって、当該支出は使途基準に合致するものと認められ、請求人の主張については、理由がないものと判断する。

(2) 事務所費について

事務所費に適用する按分割合は、議員個々の活動実態により異なるため、一律にその割合を示すことはできないことから、手引上、議員の責任において、それぞれの活動実態に応じ、決めることとされており、これを受けて、議会事務局においては、必要に応じ、議員に聞き取りを行い、調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費であることを確認している。

政務調査費については、政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかになるような場合を除き、監査委員を含め執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解されているところ（平成21年12月17日付け最高裁判所第一小法廷判決）、当該支出については、収支報告書等の記載に特段の不備はなく、議会事務局の確認方法にも不十分な点は認められない以上、当該支出が適正に行われたものではないとの推定を及ぼすことはできず、請求人の主張については、理由がないものと判断する。

(3) 広報費（年賀はがきの購入）について

年賀はがきの購入が、議員の行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費であったか、具体的に確認するため、文面の写し等、関係資料の提出を求めたところ、平成22年度政務調査費に係る「ハガキは既に手元になく、毎年同じ形式で原稿を上書きして作成していることから、平成24年に作成したハガキの写しを参考提出する」との回答があった。提出されたはがきの内容を確認したところ、表面に「県政報

告」との記載があり、裏面の記載も議会活動及び県政に関する政策等の報告であることが認められた。確認したはがきは平成24年のものであるが、使用時期等を踏まえると、本件請求に係るはがきも同様であったと推認される。

したがって、当該支出は使途基準に合致するものと認められ、請求人の主張については、理由がないものと判断する。

別表1 (ガソリン代)

番号	議員名	返還を要する金額	請求人の主張内容等
1	皆川 雄二	66,000	150×2×22×10
2	小林 林一	19,800	150×2×22×3
3	宮崎 増次	4,400	50×2×22×8×0.25
4	長谷川きよ	39,600	100×2×22×9
5	梅谷 守	46,200	150×2×22×7
6	竹山 昭二	3,850	50×2×22×7×0.25
7	岩村 良一	19,800	50×2×22×9
8	早川 吉秀	35,200	100×2×22×8
9	西川 洋吉	57,200	100×2×22×13
10	佐藤 莞爾	4,400	50×2×22×6×1/3
11	村松 二郎	59,400	150×2×22×18×50%
12	長津光三郎	15,400	50×2×22×7
13	小林 一大	11,000	25×2×22×10
14	桜井 甚一	4,400	50×2×22×2
15	石塚 健	5,500	25×2×22×5
16	佐藤 卓之	26,400	100×2×22×6
17	小山 芳元	39,600	150×2×22×6
18	楡井 辰雄	92,400	150×2×22×14
19	柄沢 正三	11,000	50×2×22×5
20	尾身 孝昭	66,000	150×2×22×10
21	星野伊佐夫	33,000	100×2×22×30×1/4
	合計	660,550	

注 請求人が主張する返還を要する金額の計算は以下による。

居宅から議会までの距離 (km) × 2 (往復) × 22円 × 費用弁償支給対象日との重複日数 × 按分割合  
なお、重複日数は、定例会及び臨時会を対象とし、休会の日 (議案調査・党議) を除いている。

別表2 (事務所費)

番号	議員名	返還を要する金額	請求人の主張内容等
1	皆川 雄二	23,860	按分割合が 9/10で不当。50%が妥当。
2	楡井 辰雄	363,615	按分割合が 9/10で不当。50%が妥当。電気契約容量40アンペア
3	片野 猛	420,000	按分割合を 5/10としているが、事務所の開設期間(5か月)等を踏まえると全額が不当。
4	長谷川きよ	341,635	按分割合が 8/10で不当。50%が妥当。
5	梅谷 守	420,400	按分割合が10/10で不当。50%が妥当。電気契約容量40アンペア
6	竹山 昭二	10,493	按分割合が 7/10で不当。50%が妥当。電気契約容量50アンペア
7	早川 吉秀	300,000	按分割合が10/10で不当。50%が妥当。
8	青木太一郎	300,000	按分割合が10/10で不当。50%が妥当。
9	金谷 国彦	518,921	按分割合が10/10で不当。50%が妥当。電気契約容量30アンペア
10	若月 仁	329,535	按分割合が 8/10で不当。50%が妥当。
11	横尾 幸秀	179,746	按分割合が 8/10で不当。50%が妥当。
12	金子 恵美	53,363	按分割合が 2/ 3で不当。50%が妥当。
13	桜井 甚一	480,000	按分割合が10/10で不当。50%が妥当。
	合 計	3,741,568	

別表3 (広報費)

番号	議員名	返還を要する金額	請求人の主張内容等
1	松川キヌヨ	146,000	県政報告に係る質問を葉書に記載しているが答弁の記載がないのは全く意味がないので無効である。
2	中川カヨ子	795,000	議会報告ハガキは不当である。
3	宮崎 増次	175,000	ミニ議会報告ハガキ代としているが不当である。
4	青木太一郎	176,350	県政報告用葉書としているが不適當である。しかも、年賀ハガキの購入が11月1日から始まって合計20回もある。このことは、挨拶状にすぎないから広報費とは認められない。
	合 計	1,292,350	